

1 報告事項

「江別市後見実施機関の設置及び事業の実施に関する要綱」の改正及び
新委員の就任について

下記のとおり、標記要綱の改正及び本協議会の新委員の就任についてご報告いたします。

記

1 「江別市後見実施機関の設置及び事業の実施に関する要綱」の改正について

(1) 改正内容

後見実施機関運営協議会を組織する委員の増員（第6条関係）

(2) 改正理由

現在、本協議会において「江別市成年後見制度利用促進基本計画」の策定に向けた審議を行っているところでありますが、成年後見制度の利用促進に関する取組の推進にあたり、本協議会において今後の後見実施機関の在り方や新たな体制整備の十分な検討が必要となることから、本協議会を組織する委員を増員し、協議体制の強化を図ります。

(3) 改正後要綱

別紙1のとおり

(4) 新旧対照表

別紙2のとおり

2 江別市後見実施機関運営協議会の新委員の就任について

(1) 氏名

森田 弘之氏

(2) 任期

令和3年4月19日から令和3年10月31日まで

(3) 委員紹介

新委員として就任いただく森田氏は、昭和47年4月から平成24年3月まで道内の家庭裁判所及び地方裁判所に勤務（昭和64年～裁判所書記官に就任）され、その間、成年後見制度にかかる実務を担われていました。また、平成28年10月から本市の後見実施機関検討委員会委員として、平成29年8月から江別市成年後見支援センターのアドバイザーとして、深い知見に基づいた助言をいただくなど、本市の成年後見制度の推進にご尽力いただきました。なお、江別市成年後見支援センターのアドバイザーは、令和3年3月31日で任期を満了されております。

(4) 委員名簿

別紙3のとおり

以上